

# 岐阜県公報

## 目次

### 公示

○花フェスタ記念公園の指定管理者の募集

(街路公園課)

ページ  
一

号外 (二) 平成二十二年 六月 十一 日

## 公示

○花フェスタ記念公園の指定管理者の募集

花フェスタ記念公園の管理について、岐阜県都市公園条例(昭和三十七年岐阜県条例第四十一号。以下「条例」という。)第九条の二第一項に規定する指定管理者となることを希望する者を次のとおり募集します。

平成二十二年六月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

### 1 募集の内容

#### (1) 施設の概要

ア 名称

花フェスタ記念公園

イ 位置

可児市瀬田地内

ウ 面積

約80.7ha

エ 主要施設

世界のバラ園、バラのテラゲージン、花のミュージアム、花の地球館、花のタワー、プリンセスホール雅、茶室、バラのベルデパール(展望デッキ)、花トピア、広場、フェスタタウン(飲食物販店)及び駐車場

#### (2) 指定管理者の業務

条例第9条の4に規定する業務とし、その詳細は別に定める「花フェスタ記念公園管理運営業務仕様書」に示すところとします。

#### (3) 休業日及び利用時間

条例別表第 2 管理の基準の欄に定める休業日及び利用時間とします。

(4) 指定の期間 (予定)  
平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(5) 業務に必要な経費等  
条例第 9 条の 9 に規定する利用料金、岐阜県から支払う指定管理料及び飲食物販施設の収益等をもって、業務を行うものとします。

2 申請資格等

(1) 申請資格

ア 指定期間中に、花フエスタ記念公園を安全円滑に管理運営し、かつ、都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号) 第 1 条に規定する都市公園の健全な発達、公共の福祉の増進を効果的・効率的に達成することのできる法人その他の団体 (以下「法人等」という。) 又は複数の法人等が共同する団体 (以下「共同体」という。) であること。

イ 法人等 (共同体の場合は、共同体を構成するすべての法人等) にあつては、次のアからイまでのすべての要件を満たしていること。

ク 岐阜県内に本社、本店又は団体の活動本拠点を置いている者であること。

ケ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 11 項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して 2 年を経過しない者でないこと、及び地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

コ 役員 (法人でない団体の代表者又は管理人を含む。) に、次の a 又は b のいずれかに該当する者がいないこと。

カ 破産者で復権を得ないもの

キ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 2 年を経過しない者

ク 次の a から d までのいずれかに該当する者でないこと。

カ 商法 (明治 32 年法律第 48 号) に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた者及びその開始命令がされている者

キ 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

ク 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てが

なされた者及びその開始決定がされている者 (同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)

ク 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者 (同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

ケ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

コ 次の a から c までのいずれかに該当する者でないこと。(該当の有無について疑義が生じた場合は岐阜県警察本部に照会することもあります。)

カ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

キ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関係している法人等

ク 前 2 号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有し、その者を相手方とすることによって暴力団を利することとなる法人等

ケ 県職員 (知事、副知事、教育長、県議会議員、地方自治法第 180 条の 5 第 1 項及び第 2 項に規定する委員並びに一般職の職員をいう。) が役員等 (無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人をいう。) に就いている法人その他の団体でないこと。

(2) 申請に関する留意事項

ア 同一の公園に複数の申請 (共同体の構成員としての申請を含む。) をすることはできません。なお、一の公園の指定管理者又は一の公園に単独若しくは共同体の構成員として指定の申請をする者は、他の公園に関して指定の申請をすることはできません。

イ 申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

ク 岐阜県指定管理者審査委員会 (以下、「審査委員会」という。) の委員又は本件業務に従事する本県職員若しくは本件関係者に対し、本件志業についての不正な接触の事実が認められた場合

ケ 申請書類に虚偽の記載があった場合

コ 複数の事業計画書を提出した場合

<p>3 申請手続等</p> <p>(1) 申請方法</p> <p>次に定めるところにより、岐阜県都市建設部街路公園課に持参してください。</p> <p>ア 提出書類</p> <p>イ 指定管理者指定申請書</p> <p>ロ 事業計画書</p> <p>ハ 申請する法人等に関する次に掲げる書類（共同体の場合は、構成員のすべてのもの）</p> <p>ア 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類</p> <p>イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本（法人以外の団体にあっては、代表者の住民票（外国人である場合は、外国人登録証明書）の写し）</p> <p>ロ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近 5 事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの</p> <p>ハ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に係る過去 3 年分の納税証明書</p> <p>ニ 法人等概要書</p> <p>ヘ 法人等の主要業務実績一覧</p> <p>ホ 法人等の役員の一覧</p> <p>ヘ 誓約書</p> <p>ト 共同体の場合にあっては、共同体結成届出書及び共同体協定書の写し</p> <p>チ 提出部数</p> <p>原簿 1 部、副簿 22 部</p> <p>ウ 受付期間</p> <p>平成 22 年 7 月 12 日（月）から同月 15 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時まで（郵送による提出は受け付けませんので、岐阜県都市建設部街路公園課へ持参してください。）</p>	<p>(2) 現地説明会</p> <p>次の日程で現地説明会を開催します。参加の申込は、所定の書式による参加申込書を平成 22 年 6 月 18 日（金）午後 5 時までに岐阜県都市建設部街路公園課へ持参又は郵送等により提出してください。</p> <p>ア 日時</p> <p>平成 22 年 6 月 23 日（水）午前 10 時から</p> <p>イ 集合場所</p> <p>公園管理事務所前</p> <p>(3) 募集内容等に係る質疑応答</p> <p>次に定めるところにより、質疑を受け付けます。なお、受け付けた質問に対しては、平成 22 年 7 月 7 日（水）を目途に、県のホームページで公表する方法で回答する予定です。</p> <p>ア 受付期間</p> <p>平成 22 年 6 月 30 日（水）午後 5 時まで</p> <p>イ 質問方法</p> <p>所定の様式による質疑書に記載の上、岐阜県都市建設部街路公園課へ持参又は郵送等により提出してください。</p> <p>4 審査方法等</p> <p>(1) 審査の方法</p> <p>審査委員会において、申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に審査を行い、指定管理者として最も適切な優秀者を選定します。</p> <p>(2) 指定管理者の候補者の選定</p> <p>県は、審査委員会の審査結果を基に、優秀者を優先交渉権者として細目協議を行い、協議が整った段階で指定管理者の候補者として選定します。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優先交渉権者との協議を中止し、審査委員会において次点となった者との間で改めて協議を行うものとします。</p> <p>(3) 選定結果の公表等</p> <p>指定管理者の候補者の選定結果は、平成 22 年 9 月中旬頃を目途に、審査を受けた全団体に文書により通知します。</p> <p>また、県のホームページにおいて公表します。</p> <p>5 その他</p>
---	---

公費について不明な点は、岐阜県都市建築部街路公園課公園担当（電話（代表）058—272—1111 内線 3777 又は 3778、（直通）058—272—8667）に問い合わせてください。

平成二十二年六月十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ1—1

ブイ・アール・テクノセンター